

広島県告示第九百二十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定によつて、二等陸・海・空士（任期制自衛官）の採用試験について、次のとおり告示する。

令和八年九月三日

広島県知事 横 田 美 香

一 試験期日

- 1 筆記試験 令和八年十月十三日（火）又は十五日（木）のうち指定する一日
- 2 口述試験・身体検査 令和八年十月十八日（日）から二十二日（木）のうち指定する一日

二 試験場所

- 1 筆記試験 WEB試験による。
- 2 口述試験・身体検査 陸上自衛隊海田市駐屯地（安芸郡海田町寿町二番一号）

三 試験内容

筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定

四 応募受付期間

令和八年七月一日（水）から令和八年十月九日（金）まで

五 応募資格

次のいずれにも該当する者であること。

- 1 採用予定月の一日現在において十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者であること。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で、三十三歳に達していない者に限る。

- 2 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者であること。

- 3 平成十一年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）でないこと。

六 合格発表日

試験時に通知する。

七 その他

- 1 採用は、令和九年三月下旬から四月上旬とする。
- 2 詳細は、自衛隊広島地方協力本部又は同地方協力本部の各出張所等に問い合わせること。